

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-1
処分の種類	国定公園事業者の執行認可の取消			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第14条第3項、第16条第4項			
処分の概要	<p>知事は、第10条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第10条第6項若しくは第9項又は第13条の規定に違反したとき 2 第10条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき 3 第11条の規定による命令に違反したとき 4 偽りその他不正の手段により第10条第3項又は第6項の認可を受けたとき 			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			